

**健康交流施設「おおのはら」
指定管理者募集要項**

観音寺市市民部大野原支所

健康交流施設「おおのはら」指定管理者募集要項目次

第 1 施設の概要	3
第 2 指定期間	3
第 3 スケジュール	3
第 4 指定管理者の応募	
1 申請資格	4
2 グループの構成団体（代表となる団体を含む。）に関する条件	4
3 募集要項等の配布	5
4 応募の受付	5
5 応募書類	5
6 応募に係る質疑	8
7 応募の辞退・応募書類の修正等について	8
8 現地説明会及び設計図書の閲覧	9
9 応募に当たっての留意事項	9
第 5 指定管理候補者選定の基準等	
1 選定方針	10
2 選定方法	10
3 選定基準	10
4 選定結果等	11
第 6 指定管理者の指定手続等	
1 指定管理者の選定	11
2 協定の基本方針	12
3 主な協定内容	12
4 指定予定者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置	12
5 その他	13
第 7 指定管理者の実施業務及び業務基準	
1 指定管理者が行う業務	13
2 実施業務の評価結果に伴う措置	13
第 8 経費に関する事項	
1 管理経費の上限額	14
2 管理経費の支払い	14
3 会計年度区分	14
4 会計の独立	14
5 指定管理により得られる収益の処分について	14
第 9 経費の負担区分（リスクの負担）	14
第 10 業務の調査	16
第 11 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置	16
第 12 添付資料	16
第 13 申請書配布・受付及び問い合わせ先	16

注 この募集要項において、関係諸法令の表記を次のとおりとする。

○健康交流施設「おおのはら」条例（平成 17 年条例第 100 号）・・・条例

○健康交流施設「おおのはら」条例施行規則（平成 20 年規則第 25 号）・・施行規則

○観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年条例第 59 号）
・・・手続条例

○観音寺市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 18 年規則
第 2 号）・・・手続規則

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）・・個人情報保護法

○観音寺市情報公開条例（平成 25 年条例第 2 号）・・情報公開条例

大野原支所では、健康交流施設「おおのはら」条例（平成17年10月11日条例第100号）に基づき、健康交流施設「おおのはら」の指定管理者を募集します。

第1 施設の概要

名 称	健康交流施設「おおのはら」
所 在 地	香川県観音寺市大野原町大野原 1509 番地
設置目的	世代間交流の拠点とし、憩いとやすらぎの中で健康づくりをとおして活力と魅力ある地域づくりを目的とする。
構 造 及 び 面 積	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）1階建 床面積 1152.97 m ²
施設内容	浴室、遠赤外線サウナ、塩サウナ、露天風呂、脱衣所、食堂、休憩室、ロビー、事務室、機械室等

* 指定管理者となった場合は、別途、隣接する観音寺市産業展示館の管理（施設の管理及び利用許可等）を受託していただきます。

第2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

ただし、指定期間内であっても手続条例第10条の規定により指定を取り消し、または期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

第3 スケジュール

指定管理者の応募から決定までのスケジュールは、おおむね次のように予定しております。詳細については、次項以降で確認してください。

内 容	日 程
指定管理者の募集要項の配布	令和8年1月5日～同月9日
募集内容に関する質問の受付	令和8年1月5日～同月9日
現地説明会の実施	令和8年1月13日
設計図書の閲覧	令和8年1月5日～同月9日
質問に対する回答	令和8年1月13日までに一括回答します
応募の受付	令和8年1月13日～同月23日
選定委員による第一次審査（書類審査）	令和8年1月26日
選定委員による第二次審査（プレゼン）	令和8年1月29日
指定管理者選定の結果通知	令和8年2月
仮協定の締結	令和8年2月
指定議決の上程	令和8年3月
指定管理者の指定・協定の締結	令和8年3月
前任者からの引き継ぎ	令和8年3月
指定管理者による管理運営の開始	令和8年4月1日

第4 指定管理者の応募

1 申請資格

- (1) 申請できる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での申請はできません。また、同一団体による複数の申請もできません。
- * 団体の法人格の有無は問いません。
- (2) 申請者は、新たに法人を設立する場合、申請時に設立していなくてもその名称等を使用して申請することができます。
- ただし、プレゼンテーション開始までに法人を設立し、法人登記事項証明書を提出してください。
- (3) 次に該当する団体は、応募できません。
- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2 第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年を経過していない団体。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの。
 - ウ 指定管理者の指定を請負契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条、第180条の5 第6項の規定に抵触しているもの。
 - エ 観音寺市又は他の地方自治体から指名停止を受け、その期間中のものであるもの。
 - オ 観音寺市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの（法人以外の団体は、その代表者が観音寺市税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの。）。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしているもの、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしているもの。
 - キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体であるもの。
 - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体であるもの。
 - ケ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治44年法律第45号）第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過していないもの。
 - コ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの。
 - サ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条に該当するもの。
 - シ その他観音寺市が不適当と認める団体であるもの。

2 グループの構成団体（代表となる団体を含む。）に関する条件

- ア 申請書類の提出後、グループの代表者及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、事前に市の承認を受けた場合はこの限りではありません（その際は届出書等を再提出してください。）。
- イ 指定管理者に指定された場合、グループの構成団体は、指定管理者としての業務の遂行

及び業務の遂行に伴う債務の履行に関し、連帶して責任を負います。

ウ グループの構成団体は、その団体単独又は異なるグループの構成団体として申請を行うことはできません。

3 募集要項等の配布

募集要項等の配布は下記により行います。

(1) 配布方法

市のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.city.kanonji.kagawa.jp>

(2) 配布期間及び配布時間

令和8年1月5日（月）午前8時30分から同月9日（金）午後5時15分まで

4 応募の受付

応募書類は、下の窓口まで持参してください。

* 提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

(1) 応募期間及び応募時間

令和8年1月13日（火）午前9時から同月23日（金）午後5時まで

ただし、大野原支所の業務時間内に限る。

(2) 受付窓口

観音寺市市民部大野原支所

5 応募書類

次に掲げる書類を正1部、副5部（副は複写可）の計6部提出してください。手書きによる作成は認めません。

また、必要書類に不備がある場合は受け付けできませんので、ご注意ください。

(1) 基本的事項

ア 提出書類の規格等

（ア）用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とします。既存のパンフレット等を除き、規格外を使用した場合はA4版に折り込んでください。

（イ）紙質については特に指定しません。

（ウ）文字の大きさは10ポイント以上としてください。ただし、図表に関してはこの限りではありません。

（エ）両面印刷又は両面コピーとしてください。

（オ）ページ数が複数となる書類については、通し番号を中央下に表記してください。

イ 指定管理者指定申請書（様式1）

グループによる申請の場合は、次の書類も必要です。

- ・グループ構成団体届出書（様式2－1）
- ・指定管理者指定グループ申請委任状（様式2－2）

ウ 団体の概要（様式3）

必要に応じ「様式3－別紙」を使用してください。

次の書類を添付して提出してください。

グループによる申請の場合は、代表団体のみでなく、各構成団体も提出してください。

- (ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）、法人印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行のもの）
- (イ) 過去3年間（令和4年度～令和6年度）の事業報告書及び収支計算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (ウ) 令和8年度～令和12年度の事業計画及び収支計画書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (エ) 過去3年間（令和4年度～令和6年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (オ) 役員名簿（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (カ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等）
- (キ) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (ク) 過去3年間（令和4年度～令和6年度）の各年度末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（法人以外の団体にあっては、これらに相当する人員表）

なお、非常勤従業員数は8時間で1人と換算するものとします。
- (ケ) 法人にあっては、過去3年間（令和4年度～令和6年度）の法人市民税納税証明書（市内に事業所を有しない法人にあっては、法人税納税証明書）
- (コ) 法人以外の団体にあっては、代表者の市民税の納税証明書（申請日前3か月以内に発行のもの）

エ 宣誓書（様式4）

（2）提案事項

条例や募集要項、業務仕様書等に基づき、次の項目について別紙により提案してください。

なお、提案内容が必ず認められるものではありませんが、提案内容を市が承認した場合、その事業は原則として実施していただきます。

ア 施設の管理運営方針

施設の管理運営及び感染症の感染拡大防止対策に関する基本方針について（様式5－1）

イ 平等な利用の確保

利用者の平等な利用の確保について（様式5－2）

ウ 施設の効用の最大限発揮

- (ア) 施設の設置目的との適合性について（様式5－3）
- (イ) 令和8年度から令和12年度までにおける各年度の具体的な運営内容について（様式5－4）

- (ウ) 利用者に対するサービスの向上策（開館時間、休館日等）など運営に関する基本的な考え方について（様式5－5）

指定管理者は必要があると認める時は、市の承認を得て休館日及び開館時間の変更をすることができます。指定管理者は、休館日及び開館時間についても新たな観点から柔軟に検討し、提示してください。

ただし、基本開館時間の延長及び基本休館日を変更する場合、周辺地区への影響や住民合意を得る方法等についても提示してください。

- (エ) 施設の利用促進について（様式5－6）

本施設の設置目的を踏まえつつ、どのようにして施設の利用促進を図るのか具体的に提示してください。

- (オ) 自主事業について（様式5－7）

指定管理者は、あらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で自らが企画する事業を自主事業として実施することができます。

なお、実施に当たっては本施設設置目的に沿ったものとし、ふさわしくない場合は承認しません。また、提案した自主事業が認められない時に指定の申請を取り下げる場合は、必ずその旨を事業計画書に明示してください。

（3）施設の管理経費の縮減

ア 利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針（様式5－8）

当該施設は利用料金制を採用します。条例で規定する使用料を上限として、市の承認を得て指定管理者が定めることとなります。各利用区分の利用料金を設定するとともに料金設定の基本的な考え方を提示してください。

イ 管理経費縮減の具体的な取り組み（様式5－9）

当該施設に対する管理経費の縮減を図るための具体的な取り組みについて提示してください。

ウ 実際の利用料金等収入が收支計画書の利用料金収入を上回った場合の提案（様式5－10）

指定管理料の額は応募者の提案事項とします。なお、実際の利用料金等収入が提案された收支計画の利用料金等収入を上回った場合は、上回った額の一部を市に還元する仕組み（何パーセント還元できるか）の提案があれば提示してください。

エ 管理運営を行っていくために必要な経費と収入についての提案

- (ア) 指定管理期間中5か年の收支計画書（様式6－1）

- (イ) 指定管理期間中5か年の年度毎の收支計画書（様式6－2）

(4) 管理を安定して行う人的及び物的能力

ア 各種実績を記載 (* 様式は自由)

イ 業務の一部委託 (様式 5-11)

業務の一部について委託を予定している場合(可能な限り市内業者を活用してください。)にはその内容、委託先の所在地、選定方法、予定金額(税込額)等を含めた外部委託の方針について提示してください。

ウ 運営組織の構成並びに人員の配置計画及びローテーション

(ア) 当該施設を運営する組織図を示してください。その中には、職員の雇用関係(想定でも可)も提示してください。(様式 5-12)

(イ) 上記(ア)で示された組織図を前提に、職員配置計画を示してください。また、実際の運営に当たってのローテーションも提示してください。(様式 5-13)

(ウ) 総括責任者及びそれに代わる者の配置、ローテーション、具体的な人材を提示してください。(様式 5-14)

エ 危機管理対応 (様式 5-15)

災害や事故発生時における、具体的な連絡体制及び防災訓練の対応等について提示してください。また大規模災害時における観音寺市との協力体制についても提示してください。

オ 個人情報保護や情報公開の取扱い (様式 5-16)

個人情報保護や情報公開についての考え方及び具体的な取り組みについて提示してください。

6 応募に係る質疑

応募に係る質疑は、様式 8 により FAX、電子メールのいずれかで行ってください。

(1) 質疑の受付期間及び受付時間

令和 8 年 1 月 5 日(月)から同月 9 日(金)まで

(2) 質疑の受付場所

観音寺市市民部大野原支所

(3) 質疑に対する回答

令和 8 年 1 月 13 日(火)に一括して FAX で質問者全員に回答いたします。

7 応募の辞退・応募書類の修正等について

(1) 応募受付後に申請を辞退する場合は、プレゼンテーション開始までに指定管理者指定申請辞退届(様式 9)を提出してください。

(2) 応募書類の修正(軽微な修正は除く。)はできません。

(3) 提出された応募書類は返却しません。

8 現地説明会及び設計図書の閲覧

(1) 現地説明会

ア 説明会日時

日 時 令和8年1月13日（火）午前10時から

イ 集合場所

集合場所 健康交流施設「おおのはら」の正面入口前

ウ 受付方法

参加希望者は、指定管理者説明会参加申込書（様式7）に記入し、FAX又は電子メール（件名の頭に健康交流施設「おおのはら」指定管理者説明会と明記してください。）により申込してください。

エ 参加人数

参加者数は、1申請団体につき2名まで

オ 受付期間

令和8年1月9日（金）午後5時15分まで

カ 受付先

観音寺市市民部大野原支所

(2) 設計図書の閲覧

競合を避けるため事前に予約をしてください。

ア 閲覧期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月9日（金）まで

イ 閲覧場所

観音寺市役所大野原支所

ウ 閲覧時間

午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時まで

9 応募に当たっての留意事項

応募に当たっての留意事項は以下のとおりとします。

- (1) 応募1団体につき、提案は1案とします。複数の提案はできません。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- (3) 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
- (4) 応募に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方式等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- (5) 応募書類は、応募者に無断で健康交流施設「おおのはら」の指定管理者募集に係る業務以外に使用しません。
- (6) 選定団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (7) 応募予定者及び応募者は、選定委員及び関係市職員と本件応募についての不当な接触（現

地説明会、面接、公募に関する質問等、正当な行為を除く) を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(8) 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

第5 指定管理候補者選定の基準等

1 選定方針

審査は、公募型提案方式により行い、選定に当たっては、「指定管理者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、指定管理者の候補者、第二位及び第三位の候補者を選定します。なお、指定管理者の候補者が協議により指定の合意に達しなかった場合、また、指定後に取り消しとなった場合については、第二位順位者、第三位順位者と協議を行い、その後の議会での議決を経て指定することになります。

申請者が1団体であっても委員会で審査し、指定管理者の候補者としての適否を判断します。なお、委員会は非公開とします。

ただし、第二次審査を行う場合の基準として、あらかじめ定めた選定基準により各選定委員の採点の合計点が満点の6割以上であることとします。

2 選定方法

(1) 提出された事業計画等により、委員会で次のとおり選定します。

ア 第一次審査（書類審査）

提出書類により、団体の経営能力や提案内容を審査し、原則として複数の優秀提案者を決定します。

イ 第二次審査（プレゼンテーション等）

第一次審査通過団体に対して、具体的な事業内容や運営の実現性等についてのプレゼンテーション等を行い、以下の基準に照らし、指定管理者の候補者、第二位及び第三位の候補者を選定し、市長に報告します。

(2) 委員会は次の基準に照らして総合的に判断します。

ア 利用者の平等な利用が確保されていること。(管理運営の方針)

イ 施設の設置目的を効果的に達成しサービスの向上が図られるものであること。

ウ 施設の管理経費の節減が図られるものであること。

エ 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。

3 選定基準

総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者、第二位及び第三位の候補者を選定します。審査項目及び配点ウエイトは次のとおりとします。

審　　査　　項　　目	配 点
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること（管理運営の方針）。	10
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。	30
ア 施設の設置目的との適合性	10
イ 利用者に対するサービスの向上	10
ウ 施設の利用促進への取組み	5
エ その他新規、魅力的な提案の有無	5
(3) 施設の管理経費の節減が図られるものであること。	30
ア 当該施設の管理運営に係る市の経費	20
イ 実現の可能性	10
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。	30
ア 申請者の実績	5
イ 申請者の人的・物的能力	5
ウ 申請者の安定性・信頼性	5
エ 申請者の取組み姿勢	5
オ 個人情報の適正な取扱いの確保	5
カ 関係法令等の遵守や利用者の安全性の確保	5
(1)～(4) 合計	100

4 選定結果等

(1) 選定結果については、次のとおりとします。

　　ア 第一次審査の結果は、令和8年1月下旬頃に全ての申請者に書面にて通知します。

　　イ 第二次審査の結果は、全ての第二次審査参加者（プレゼンテーション参加者）に書面にて通知します。

(2) 公平性、透明性を確保するため、選定結果については市ホームページに掲載します。

第6 指定管理者の指定手続等

1 指定管理者の選定

(1) 委員会による指定予定者の選定後は、指定管理者の指定の手続きとして、観音寺市議会の指定の議決を経る必要があります。

(2) 指定の議決があったときは、その旨を指定管理者に通知します。

2 協定の基本方針

委員会により選定された指定予定者は、指定の議案を提出する前に市と仮包括協定書を締結し、その後市議会での議決を経た後に指定管理者として指定します。

市は、指定管理者と細目協議を行い、協議成立後、年度協定を締結します。協定の発効は、令和8年4月1日とします。

3 主な協定内容

(1) 総括的事項

- ア 施設の概要事項（施設の名称、規模、開館時間等）
- イ 目的（指定管理者制度の趣旨）に関する事項
- ウ 指定期間にに関する事項

(2) 管理業務の履行に関する事項

- ア 基本的な業務の範囲とその基準に関する事項
- イ 個人情報保護及び情報公開に関する事項
- ウ 備品等に関する事項
- エ 権利義務譲渡の禁止に関する事項
- オ 個別業務の再委託に関する事項
- カ 業務上知り得た事柄に対する守秘義務に関する事項
- キ 損害賠償に関する事項

(3) 施設の利用に関する事項

- ア 施設、設備等の利用許可に関する事項
- イ 施設、設備等の利用料金に関する事項
- ウ 減免の取扱いに関する事項

(4) 収支計画に関する事項

- ア 管理に要する費用に関する事項
- イ 指定管理料の支払額及び支払い方法に関する事項

(5) 事業の実施及び報告に関する事項

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業報告に関する事項

(6) 責任の分担に関する事項

- ア 不可抗力等の負担に関する事項
- イ 修繕等の費用分担区分に関する事項

(7) 指定の取り消し等に関する事項

- ア 管理業務の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- イ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) 指定期間終了に伴う措置に関する事項

(9) その他市が必要と認める事項

4 指定予定者又は指定管理者の指定を取り消した場合の措置

(1) 指定予定者として選定された者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合は、指定予定

者としての決定又は指定管理者の指定を取り消す事とします。

なお、指定管理者の指定を取り消した場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償する事とします。

また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、健康交流施設「おおのはら」の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

指定予定者としての決定が取り消しとなった場合は、応募者の順位付けにおいて第二位に決定した応募者を指定予定者として選定することとします。(第二位の応募者について同様の事態が発生した場合は第三位以降の応募者について順次同様に取り扱います。)

ア 観音寺市議会により指定議案が否決されたとき

イ 指定予定者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こし、施設の運営に支障をきたすおそれがあるとき

ウ その他指定管理者に指定する事が不可能となった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2) 不可抗力等、市及び指定予定者又は指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業の継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定等を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

5 その他

(1) 指定管理者がグループで申請された団体（以下「団体」という。）の場合は、団体を指定することとします。ただし、協定は団体の全構成員と締結します。

(2) 前記の協定書は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた事項については、基本的に改定は行いません。ただし、特別の事情がある時は、協議の上協定の改定ができるものとします。

(3) 協定締結後、指定管理者は令和8年4月1日から管理運営業務が実施できるよう諸準備をしてください。

第7 指定管理者の実施業務及び業務基準

1 指定管理者が行う業務

別途「健康交流施設「おおのはら」指定管理者業務仕様書」で定めるとおりとします。

2 実施業務の評価結果に伴う措置

事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合は是正勧告を行います。改善が見られない場合は、手続条例の規定に基づき指定を取り消すことがあります。

第8 経費に関する事項

健康交流施設「おおのはら」は、利用料金制度を採用しています。大野原支所が支払う運営管理に要する経費（以下「指定管理料」という。）のほか、施設等の利用料金収入は、すべて指定管理者の収入となります。また、指定管理者が企画実施する各事業の収入等も指定管理者の収入とすることができます。

なお、利用料金については観音寺市が条例で定める使用料を原則とし、変更する場合は、あらかじめ観音寺市と協議し、市の承認を得て変更する事ができるものとします。

なお、事業に係る経費のうち一定の額については、市が指定管理者に対して支払いますが、経費の取扱い等については次のとおりとします。

1 管理経費の上限額

市が指定管理者に対して支払う事となる単年度ごとの管理経費の上限額は 6,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む）です。この上限額を上回る応募は失格となります。

協定書で定めた単年度ごとの金額については、原則として増額される事はありません。事業計画及び収支計画立案の際には注意してください。

2 管理経費の支払い

- (1) 指定管理料の支払時期については、請求書受領後 30 日以内に支払うものとします。
- (2) 指定管理料の不足分は指定管理者の負担となります。

3 会計年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

4 会計の独立

指定管理者としての業務に係る会計については、他の会計と区分して経理し、別の会計帳簿を設け、別の口座（健康交流施設「おおのはら」指定管理業務専用口座）で管理してください。

5 指定管理により得られる収益の処分について

指定管理者は、利用料金及び自主事業実施による収入及び市が支払う指定管理料をもって管理運営を行いますが、実際の収入が提案された経費を上回り、収益が発生する事も想定されます。実際の収入が提案された経費を上回り収益が発生した場合について、市へいくら還元できるか提案してください。（前出3提案事項（4）により様式5-10）

第9 経費の負担区分

1 リスクの分担

健康交流施設「おおのはら」の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとします。指定管理者は、これらに基づく自らのリスクに対し、必要と認める場合には適切な保険に加入してください。

リス ク 分 担 表

(○が負担者)

種類	リス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
住民からの要望等	指定管理者業務の内容に対する周辺住民からの要望等		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	協議事項	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等（市が取得するもの）	○	
	上記以外の場合		○
議会の議決	指定管理者指定議案が可決されなかったことに起因するもの		○
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		○
施設等の損傷	施設の改修・修繕及び保守点検による施設の一部又は全部の利用停止		○
	施設等の管理上の瑕疵による休館等		○
性能不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	実施条件を超える需要変動※	協議事項	
	上記以外の場合		○
施設利用者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
	上記以外の場合	協議事項	
第三者への損害	指定管理者の責に帰すべき事由により、周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な運営管理による騒音・振動・臭気等の苦情等）		○
	上記以外の場合	協議事項	
保管業務	遺失物、拾得物の措置		○
警備不備等の措置	警備不備等による情報漏えい、犯罪発生等		○

※ 公の施設において行う事業は、毎年度の予算や実施方針の変化により変動することがあります。

その場合、指定管理者は市と協議の上、事業ごとの原因により判断し、リスク負担を負うことがあります。

第10 業務の調査

市は指定管理者が健康交流施設「おおのはら」の適正な管理運営、良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、業務内容等に反映させるため、必要に応じ業務の調査を実施します。

1 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告書を作成し、市に提出するものとします。

2 利用者のアンケートの実施

指定管理者は、施設の管理運営やサービスについて、利用者の反応を検証するため、利用者アンケートを実施し、意見に対する対応について市に報告するものとします。

3 その他

市は必要に応じ、指定管理者に管理業務の実施状況、経理の状況等について報告を求め、市との意見交換、現地調査を実施するものとします。また、事故等が生じた場合には、指定管理者は、直ちにその状況を市に報告するものとします。

4 業務の調査結果に基づく措置

市は必要に応じ業務の調査を実施し、その結果を精査して管理状況を把握するとともに、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう指導を行うものとします。指導後、改善が見られない場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

第 11 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

第 12 添付資料

- (1) 健康交流施設「おおのはら」指定管理者業務仕様書
- (2) 健康交流施設「おおのはら」申請書等、事業計画書、収支計画書
- (3) 健康交流施設「おおのはら」施設平面図

第 13 申請書配布・受付及びお問い合わせ先

観音寺市市民部大野原支所

〒769-1611 香川県観音寺市大野原町大野原 1260 番地 1

電話 0875-54-5700 FAX 0875-54-5029

電子メール onohara@city.kanonji.lg.jp